

輪島市監査公表第41号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年11月29日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象施設

平成28年11月21日（月） 輪島市立鶴巣公民館

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

平成27年度の補助金に係る出納及び関連する事務の執行状況について審査するとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、鶴巣公民館において実施監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から補助金交付に係る一件書類及び決裁文書の提出を求め確認を行っている。

- ・コミュニティ活動推進事業補助金
- ・鶴巣公民館体験合宿事業補助金
- ・地域づくりリーダー養成事業補助金

（所管課：生涯学習課）

5 監査の結果等

監査した補助金に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象施設に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○公民館は地域活動や連携の拠点であり様々な行事を工夫して実施していることを伺った。

○鶴巣地区においては、公民館の場所が現在地に移転した結果、位置的に地区の端の方となり、行事等で人が集まりにくい欠点がある。そのため行事開催場所を、「鶴巣ふれあいプラザ」など、地域で利用しやすい場所に移行するなど工夫していることを伺った。

○公民館独自の取り組みとして地域の小学校の存続のために、小学校長や公民館長が入学予定の保護者宅を訪問して入学を確認し、地域活性化のために取り組んでいる。また、核家族化で高齢者との接点のない子ども達に高齢者へのいたわりの心を育てる取り組みとして、子ども達だけで地域の高齢者のお宅訪問をし、話を聞くなどしてふれあう場を作るなどの社会教育を行っている例などを伺った。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。